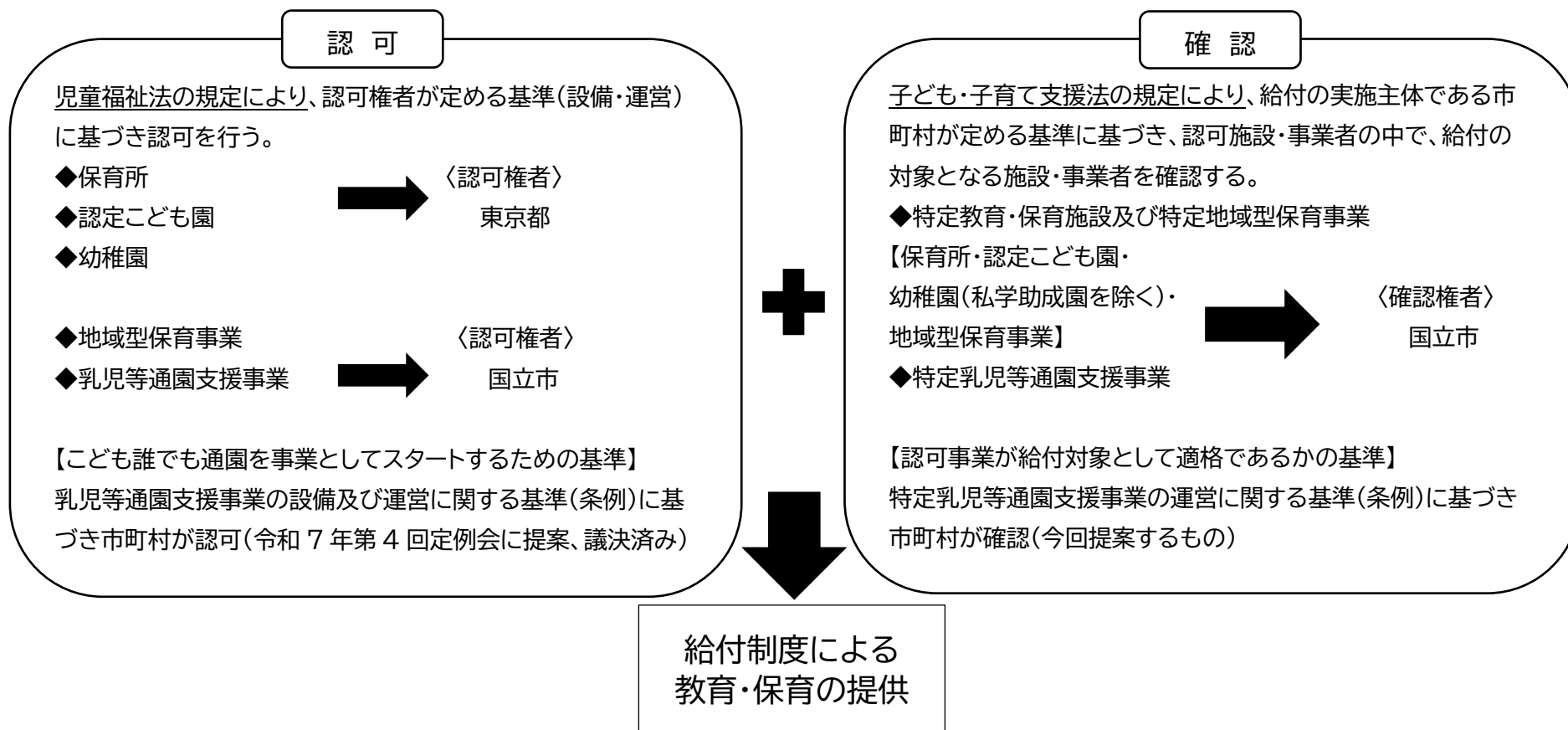


国立市特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例の制定について

1. 制定の経緯

国において、現行の幼児教育・保育給付とは別に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付(「こども誰でも通園制度」)を創設することとなりました。令和7年度までは子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化されており、令和8年度からは子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体においてこども誰でも通園制度を実施できるようになります。こども誰でも通園制度を実施し、その給付を受けるに当たっては、各自治体が子ども・子育て支援法に基づき運営事業者の適格性の確認をする必要があることから、その基準を定めるため本条例を制定するものです。

2. 給付制度における「認可」と「確認」の関係について



3. 条例で定める基準(主なもの)

(1)利用定員に関する基準

1 時間当たりの利用定員、1 月当たりの利用定員

(2)運営に関する基準

応諾義務、サービスの提供記録、外部評価の受審、相談及び援助、緊急時の対応、勤務体制の確保、虐待等の禁止、苦情解決、事故発生の防止及び発生時の対応、記録の整備など

国立市介護保険条例の一部を改正する条例案について

1. 改正の趣旨

① 令和8年度の介護保険料の算定上、令和7年度税制改正の影響を遮断するための改正

- 令和7年度の税制改正において、給与所得控除について最低保障額を55万円から65万円に10万円引き上げる見直しが行われた。
- 介護保険の第1号被保険者保険料は、市民税の課税の有無や合計所得金額等を基準として決定されるところ、本税制改正により、一部の被保険者の段階の異動が生じると、介護保険料の収入が減少することとなり、介護保険の運営に支障を来すおそれがある。これを可能な限り防ぐ観点から、国においては、介護保険法施行令を改正し、令和8年度の介護保険料算定において本税制改正の影響を遮断することとした（令和8年4月1日施行）。
- 国の施行令改正の趣旨を踏まえて、当市において、国の標準段階よりも細分化して定めている保険料の段階について、同様の措置を行うため、条例改正を行うもの。

② 令和7年度税制改正に伴う特例的な減免処理を可能にするための改正

- 令和7年度の税制改正により、非課税枠の拡大（給与所得控除の引上げ）がされたことから、その分の就労収入増を図り就労調整を行う方がいることが想定される。この場合に、令和7年度に市民税非課税だった被保険者について、就労収入が増加することにより保険料の段階が上昇することを防ぐために、国は令和8年度に限り、当該被保険者の保険料を令和7年度の段階まで減免することができることとした。
- 通常、介護保険料の減免については、条例により本人からの申請書の提出を義務付けているが、国はこの減免の場合には、申請によらずに、システム上で職権による減免処理ができることとした。
- 国の措置の趣旨を踏まえて、当市においても、申請書の提出を求めずに当該減免が可能となるよう、所要の規定整備を行うもの。
- なお、当該減免に関する減免の基準は、「国立市介護保険料の徴収に関する規則」により定めているため、別途、当該規則の改正を行う予定。

2. 施行期日

- 令和8年4月1日

第 3 次国立市健康増進計画（案）の概要

1. 計画の位置付け及び経緯

- ・ 本計画は、健康増進法（平成 1 5 年 5 月 1 日施行）第 8 条第 2 項に基づく市町村計画である。
- ・ 「第 2 次国立市健康増進計画」（平成 2 8 年 2 月策定）については、コロナ禍や「健康まちづくりプラン」（令和 6 年度～令和 1 2 年度）の策定を経て計画期間を 1 年延長したが、令和 8 年 3 月に終期を迎えるため、「第 3 次国立市健康増進計画」を策定する。

2. 計画（案）の審議経過

- ・ 「国立市民の健康に関する意識・実態調査」を令和 6 年度に実施し、第 2 次計画の評価及び第 3 次計画の資料を得た上で、「国立市健康増進計画審議会」委員を令和 7 年 8 月に委嘱し、計画（案）を諮問した。
- ・ 令和 7 年 1 2 月に素案がまとまり、同年 1 2 月 2 4 日から令和 8 年 1 月 1 5 日までパブリックコメントを実施するとともに、庁内各課にも素案について意見を求めた。
- ・ パブリックコメント及び各課意見を得て、令和 8 年 1 月 3 0 日に第 5 回となる審議会を開催して修正し、計画（案）をまとめた。
- ・ 令和 8 年 2 月 9 日、健康増進計画審議会議長から計画（案）について答申を受けた。

3. 計画（案）の主な内容

（裏面体系図のとおり）

4. 計画策定と今後の推進体制について

- ・ 令和 8 年 3 月末の策定とする。
- ・ 策定後の計画の普及に当たり、概要版や動画を作成し、市民に広報していく。
- ・ 推進体制として、第 2 次計画と同様に庁内に設置する「国立市健康増進計画推進会議」において進捗管理を行うほか、「国立市健康増進計画審議会」において評価及び審議を実施する。市民のグループや保健医療機関、企業、大学など関係団体と連携の上、推進していく。

第2次計画

総合目標 健康寿命の延伸と健康なまちづくり

基本的な方向

I 日常生活における健康づくりと予防

II 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底

III 健康を支え、守るための社会環境の整備

取組の分野

1 健康と食生活

2 健康と身体活動・運動

3 休養とこころの健康

4 次世代の健康

5 高齢者の健康

1 がん

2 糖尿病

3 循環器病

4 慢性閉塞性肺疾患（COPD）

1 社会環境の整備

2 生活困窮世帯等への支援

第3次計画（案）

基本理念 市民や地域の主体的な健康づくりを支え、一人ひとりのウェルビーイングの向上を目指します

基本目標

1 生活習慣の見直し

2 生活習慣病の発症予防と重症化予防

3 ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり

4 社会環境の質の向上

施策の方向性

(1) 栄養・食生活

(2) 身体活動・運動

(3) 休養・睡眠とこころの健康

(4) 飲酒

(5) 喫煙

(6) 歯と口腔

(1) がん

(2) 循環器疾患

(3) 糖尿病

(1) 子どもの健康づくり

(2) 青壮年期の健康づくり

(3) 女性の健康づくり

(4) 高齢者の健康づくり

(1) 自然に健康になれる暮らしの推進

(2) 生活困窮等への支援

国立市こどもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>(助成の範囲) 第 6 条 市が行う医療費の助成は、<u>こどもの疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費（健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額（当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額）を超える額を除く。）のうち、当該法令の規定によってこどもに係る国民健康保険法による世帯主又は社会保険各法による被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額を助成する。</u></p>	<p>(助成の範囲) 第 6 条 市が行う医療費の助成は、<u>次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする</u> _____ _____ _____ _____ _____。 (1) <u>乳幼児 乳幼児の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費（健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額（当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額）を超える額を除く。）のうち、当該法令の規定によって乳幼児に係る国民健康保険法による世帯主又は社会保険各法による被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額を助成する。</u> (2) <u>児童及び高校生等 児童及び高校生等の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費（健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額（当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額）を超える額を除く。）のうち、当該法令の規定によって児童及び高校生等に係る国民健康保険法による世帯主又は社会保険</u></p>

新	旧						
<p>2 略</p> <p>付 則</p> <p>1 <u>この条例は、令和8年10月1日から施行する。</u></p> <p>2 <u>この条例による改正後の国立市こどもの医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後における療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。</u></p>	<p><u>各法による被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額から、別表に規定する一部負担金相当額を控除した額を助成する。</u></p> <p>2 略</p> <p><u>別表（第6条関係）</u></p> <table border="1" data-bbox="1131 384 2125 643"> <thead> <tr> <th data-bbox="1131 384 1850 456">区分</th> <th data-bbox="1850 384 2125 456">一部負担金相当額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1131 456 1850 528"><u>入院、調剤及び訪問看護に係る医療費</u></td> <td data-bbox="1850 456 2125 528"><u>0円</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 528 1850 643"><u>通院（施術を含む。）に係る医療費（通院1回当たり）</u></td> <td data-bbox="1850 528 2125 643"><u>200円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>（注）通院1回当たりの対象者負担額（第6条第1項第2号に規定する対象者が負担すべき額をいう。）が200円に満たない場合にあつては、その満たない額とする。</u></p>	区分	一部負担金相当額	<u>入院、調剤及び訪問看護に係る医療費</u>	<u>0円</u>	<u>通院（施術を含む。）に係る医療費（通院1回当たり）</u>	<u>200円</u>
区分	一部負担金相当額						
<u>入院、調剤及び訪問看護に係る医療費</u>	<u>0円</u>						
<u>通院（施術を含む。）に係る医療費（通院1回当たり）</u>	<u>200円</u>						

国立市保育審議会答申について

1. 国立市保育審議会への諮問内容とその経過について

国立市は、国立市財政改革審議会答申（平成 25 年 8 月）及び国立市保育審議会答申（平成 28 年 5 月）を受け、公立保育園の民営化を決定しました。当初、保育審議会答申では一般の社会福祉法人に運営を移管することとされていましたが、その後保育整備計画を策定する中で、国立市社会福祉事業団を市が主導して設立し、事業団に保育事業を移管する形で、令和 3 年 4 月に矢川保育園を民営化しました。平成 28 年の国立市保育審議会答申において、残りの 2 園の民営化については、1 園目の民営化の効果の評価検証を行った上で順次進めることとされていることから、国立市保育審議会に対し、令和 6 年 6 月に（1）矢川保育園民営化の評価検証について及び（2）「国立市保育整備計画」の今後の方向性についての 2 点を市長から諮問し、全 10 回の保育審議会の議論の結果、令和 8 年 2 月 17 日に保育審議会から答申があったため、その内容を報告するものです。

2. 矢川保育園民営化の評価検証について

（1）保育の質の確保・向上について（10 ページ）

矢川保育園の保育の質の確保・向上について、次の 8 つの視点から評価検証されました。

- ①引継ぎのプロセス
- ②民営化移行期間における園児たちの様子
- ③保育内容・行事の変更
- ④園舎・施設管理
- ⑤職員の職場環境
- ⑥事業団の運営
- ⑦民営化に対する保護者の受け止め
- ⑧保育の質に関する評価

事業団が実施する保育の質については、第三者評価や保護者アンケートの結果が示すとおり、公立保育園時代から高い水準で維持され、又は向上しており、事業団方式によって在園児の安定的な生活を守りながら、質の高い保育が実現されていると結論付けられました。一方で、「公立保育園の保育を継承する」という言葉への捉え方について、関係者間の考え方が一様ではなかったことから混乱が生じ、引継ぎのプロセスに関して課題を残したと評価されました。また、民営化という大きな環境変化にもかかわらず、「子どもたちは生き生きと楽しく過ごしていた」点が審議会の中で共有され、子どもたちの安心を第一に考えた現場職員の尽力が高く評価されました。

(2) 民営化により生み出された保育人員について（18 ページ）

当初の想定では、民営化によって公立保育園に過員が毎年度生まれ、それを市の子育て支援体制の強化に充てることが期待されていましたが、実際には、派遣から戻った職員は普通・定年退職の欠員補充に充てられる形となり、配置増といった効果は実現しませんでした。一方で、市の職員提案制度などを活用し、自身の希望で他部署へ異動する職員も出てきており、保育士のキャリアパスの多様化につながっていることが確認されました。

(3) 民営化により生み出された財源を活用した新たな子育て施策の状況について（18 ページ）

矢川保育園の民営化により、令和 6 年度には約 5,000 万円の財政効果が生まれていると試算されました。この効果は、市が私立保育園に対して支弁する運営委託料に対し、国や都から交付される補助金が充当されることで、市の歳入が増加した結果であり、民営化によって保育にかかる予算を削減したわけではないことについても確認されました。生み出された財源は、市の財政を単に圧縮するのではなく、子育て施策の充実（矢川プラスや国立駅南口子育て・子育て応援テラスの開設、こども医療費助成制度の拡充など）に活用されています。

(4) 総括と提言（19 ページ）

審議会から、以下の 5 つの事項について提言されました。

ア 2 園目の民営化についても事業団方式により民営化を行うこと

矢川保育園の民営化は、保育の質の維持・向上が図られ、現在行われている保育の実践についても好意的な見方が多く、高く評価できる。市職員が一斉に入れ替わることなく移行ができる事業団方式だからこそ、在園児の安定的な園生活を守りながら民営化することができた結果を考えると、2 園目についても事業団方式により民営化することが適切である。

イ ビジョンの事前共有と具体化を実施すること

民営化の目的を「継承」と「発展」の両側面から具体的に定義し、何をどのように引き継ぎ、何をどう変えていくのかというビジョンを、関係者で事前に共有する必要がある。矢川保育園の民営化では「継承」という言葉が使われたが、今後の民営化に必要な視点は、守ってきた公立保育の理念を土台にしつつ、新しい文化を共に構築していく視点であり、当初に決めたビジョンも変化しうるということを前提に、協議を継続させていくことが重要である。

ウ 十分な準備期間と子どもの視点に立った引継ぎを検討すること

合同保育を設けることも含めて、現在の運営方法の理解や人間関係の構築を円滑に進めるための施策を検討すること。子どもの育ちが途切れるようなことがないよう、保育の継続性を意識した引継ぎが望まれる。一時的に経費としては多くかかる可能性があるが、通常の保育と、民営化という異なるミッションを同時に動かしていくためには、人員配置についても十分となるよう検討すること。なお、引継ぎ期間の長さについても、子どもたちへの影響を考えながら、現場の職員とも十分協議しながら決定することが必要である。

エ 職員間の保育観のすり合わせのための工夫を検討すること

異なる文化や背景を持つ職員が協働する難しさを前提に、民営化後においても互いの保育観を理解し合うための研修や対話の機会を設定していくことが求められる。ファシリテーターやコーディネーターなどの導入についても積極的に検討する必要がある。多忙な業務の中であっても、保育の実践を振り返り、互いの考えを共有し理解するための研修機会等を定期的に設け、対話の機会を積極的に増やす方策が求められる。

オ 現場の知見を反映した施設設計プロセスとすること

園舎などを新たに建設する際には、設計の初期段階から保育の専門家や現場の保育士が主体的に関与し、その意見が確実に反映されるプロセスを確立することが不可欠である。

3 保育整備計画の今後の方向性及び2園目以降の民営化園に付加する機能について

(1) 市全体の保育の質の確保・向上について (21 ページ)

第2次保育整備計画策定に当たって、最も重視すべきは、市内全体の保育の質の確保・向上である。1園目の民営化の際に、事業団を立ち上げるとともに幼児教育センターを設置し、市内全体の保育・幼児教育の質の向上に取り組んだことは非常に高く評価できる。民営化される園だけではなく、市内全体の保育の質の向上を図るため、各保育園がどのような保育をし、どのようなサポートを必要としているのか、保育士の視点から政策形成を行うことができる職員の育成が必要である。

特別な支援や配慮の必要な家庭も増えており、保育ソーシャルワーカーの配置なども含め、新しい課題への対応策も検討すべきである。

保育者の育成・養成についても継続的に実施すべきである。

(2) 未就園児・未就学児への支援について（22 ページ）

矢川プラスや国立駅南口子育ち・子育て応援テラスが開設された一方、第1次保育整備計画で既に指摘されているとおり、谷保駅周辺地域については、未就園児・未就学児向け施設が不足しており、地域偏在の解消が求められる。

また、未就園児を持つ家庭の孤立が問題となっており、市はその防止のため、未就園児を持つ保護者が気軽に利用でき、かつ専門職にも気軽につながるができる施策を市内全域に広げていくと同時に、アウトリーチを行う体制について整備していくことも必要である。

(3) 地域コミュニティ形成のための拠点について（22 ページ）

矢川プラスや国立駅南口子育ち・子育て応援テラスが多世代交流の拠点となっているように、施設の対象年齢を就学前の子どもとその保護者に限定せず、地域の高齢者や中高生、学童期の子どもたちなど、多様な世代が交流できる地域コミュニティ形成のための拠点について、引き続き検討が必要である。

4 今後の市の対応

国立市保育審議会答申を受け、市において、2園目の民営化の手法や対象園、スケジュール等を定めるとともに、今後の保育施策を計画的に実行するため、第2次保育整備計画を策定します。計画案は、令和8年度中を目途に策定していく予定ですが、適宜、市議会等に報告し、丁寧に進めていきます。

国立市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案の主な内容について

1 改正内容

(1) 所得割税率・均等割税額の改正（子ども・子育て支援納付金分の新設含む）

① 概要

	所得割税率		均等割税額	
	令和7年度	令和8年度	令和7年度	令和8年度
基礎課税（医療）分	5.5%	5.7%	20,000円	23,500円
後期高齢者支援金等分	1.8%	1.95%	10,000円	11,200円
介護納付金分	1.85%	1.95%	11,000円	12,000円
合計（子ども・子育て支援金納付金分 <u>除く</u> ）	9.15%	9.6%	41,000円	46,700円
子ども・子育て支援納付金分	-	0.29%	-	1,931円（※）
合計（子ども・子育て支援金納付金分 <u>含む</u> ）	9.15%	9.89%	41,000円	48,631円

※被保険者均等割税額 1,835円 + 18歳以上被保険者均等割額 96円

② 該当条項

第3条～第8条の4、第21条

③ 施行期日

令和8年4月1日

(2) 課税限度額の改正（子ども・子育て支援納付金分の新設含む）

① 概要

基礎課税（医療）分 : 66万円→67万円（1万円増）
後期高齢者支援金等分 : 26万円（改正なし）
介護納付金分 : 17万円（改正なし）
子ども・子育て支援納付金分 : 3万円（新設）

② 該当条項

第2条第2項及び第5項、第21条第1項

③ 施行期日

規則で定める日

(3) 均等割額の軽減判定所得基準の見直し

① 概要

軽減割合	(改正前) 軽減対象所得範囲	(改正後) 軽減対象所得範囲
7割	43万円以下	改正なし
5割	43万円+ <u>30.5万円</u> ×被保険者数 +10万円×(給与所得者等の数-1)	43万円+ <u>31万円</u> ×被保険者数 +10万円×(給与所得者等の数-1)
2割	43万円+ <u>56万円</u> ×被保険者数 +10万円×(給与所得者等の数-1)	43万円+ <u>57万円</u> ×被保険者数 +10万円×(給与所得者等の数-1)

※被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険被保険者から後期高齢者医療制度被保険者に移行した者を含む。

※一人世帯の場合の軽減対象所得上限額（改正後） 5割軽減：74万円、2割軽減：100万円

② 該当条項

第21条第1項第2号及び第3号

③ 施行期日

規則で定める日

2 子ども・子育て支援金制度について

こどもまんなか
こども家庭庁

子ども・子育て支援金制度

- 政府は、支援納付金対象費用に充てるため、令和8年度から、医療保険制度（国民健康保険、後期高齢者医療、被用者保険）の納付ルートを活用して支援金を集める。
※ 介護保険も同様に医療保険制度の納付ルートを通じて40～65歳未満の保険料を集めている。
- 徴収した支援金はすべて支援納付金対象費用に充当することが法定されており、流用はない。

1. 支援金徴収の流れ



2. 支援納付金対象費用

- 児童手当の所得制限撤廃、支給対象を高校生年代まで拡大等【R6.10～】
- 妊婦のための10万円給付【R7.4～】
- 育児休業時の手取り10割相当給付【R7.4～】
- こども誰でも通園制度【R8.4～】
- 育児期間中の国民年金保険料免除【R8.10～】 等

※こども家庭庁公表資料抜粋

支援納付金の総額
(充当事業の予算額として毎年度決定)

個人・事業主拠出の総額 1兆円 + 公費^(※) の計 1.3兆円程度
※現行の医療保険に準じて、国保・後期の低所得者負担軽減等や、共済組合（公務員）の事業主負担分等のため所定の公費を投入。

後期高齢者とそれ以外の医療保険料負担総額により按分

**後期高齢医療制度
とそれ以外**

後期高齢者 【8.3%】 ※R10見込み、R8・9は8%（法定）
 後期高齢者以外 【91.7%】

1,100億円程度
(現行制度に準じた
低所得者への負担軽減あり)

国保と被用者保険の加入者数により按分

国保と被用者保険

2,500万人 国保 【23%】
 7,400万人 被用者保険 【68%】

3,000億円程度
(現行制度に準じた公費投入
及び低所得者への負担軽減あり)

総報酬により按分

被用者保険間

3,800万人 協会けんぽ 【30%】	2,700万人 健保組合 【28%】	940万人 共済組合等 【10%】
3,900億円程度	3,700億円程度	1,300億円程度

(労使折半)

(共済組合（公務員）の事業主負担分は公費)

事業主が0.4兆円程度を拠出

3 モデル世帯別の国民健康保険税率改定の影響額

モ	No.	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
デ	世帯構成	20歳単身	20代夫婦	30代夫婦 未就学児1人	40代夫婦 子1人	40代夫婦 子2人	50代夫婦 子2人	60歳単身	60歳夫婦	65歳夫婦	65歳夫婦	70歳単身	70歳夫婦
ル	世帯年間収入(注1)	給与 165万円	給与 300万円	給与 440万円	給与 555万円	給与 680万円	給与 790万円	給与 108万円以下	給与 165万円	年金 310万円	年金 435万円	年金 110万円以下	年金 160万円
世	世帯年間所得	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	0円	100万円	200万円	300万円	0円	50万円
帯	均等割軽減該当	-	-	-	-	-	-	7割軽減	5割軽減	-	-	7割軽減	7割軽減
月	改定前	5,958円	14,541円	21,875円	36,541円	46,666円	54,291円	1,025円	7,750円	14,541円	20,625円	750円	1,916円
	改定後	6,808円	16,483円	24,550円	40,408円	51,541円	59,783円	1,200円	8,733円	16,483円	23,100円	900円	2,275円
	改定額	850円	1,942円	2,675円	3,867円	4,875円	5,492円	175円	983円	1,942円	2,475円	150円	359円
額	(うち、子ども・子育て支援納付金分)	(291円)	(700円)	(941円)	(1,183円)	(1,425円)	(1,666円)	(41円)	(291円)	(700円)	(941円)	(41円)	(108円)
年	改定前	71,500円	174,500円	262,500円	438,500円	560,000円	651,500円	12,300円	93,000円	174,500円	247,500円	9,000円	23,000円
	改定後	81,700円	197,800円	294,600円	484,900円	618,500円	717,400円	14,400円	104,800円	197,800円	277,200円	10,800円	27,300円
	改定額	10,200円	23,300円	32,100円	46,400円	58,500円	65,900円	2,100円	11,800円	23,300円	29,700円	1,800円	4,300円
額	(うち、子ども・子育て支援納付金分)	(3,500円)	(8,400円)	(11,300円)	(14,200円)	(17,100円)	(20,000円)	(500円)	(3,500円)	(8,400円)	(11,300円)	(500円)	(1,300円)

注1 世帯員中、1人にのみ所得がある想定

国立市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>(課税額)</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主およびその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、東京都の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）<u>、</u>介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）および子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>(4) <u>子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（東京都の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</u></p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主およびその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、東京都の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）<u>および</u>介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）</p> <hr/> <p>_____の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p> <p>(2)及び(3) 略</p>
<p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）</p>	<p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）</p>

新	旧
<p>およびその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額および被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>67万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は<u>67万円</u>とする。</p> <p>3及び4 略</p> <p><u>5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）およびその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額および被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。</u></p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額）</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る<u>法</u> <u>第314条の2</u>第1項に規定する総所得金額および山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額および山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の5.70</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 略</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額）</p> <p>第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>23,500円</u>とする。</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）</p> <p>第5条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.95</u>を乗じて算定する。</p>	<p>およびその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額および被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>66万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は<u>66万円</u>とする。</p> <p>3及び4 略</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額）</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る<u>地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）</u>第314条の2第1項に規定する総所得金額および山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額および山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の5.50</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 略</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額）</p> <p>第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>20,000円</u>とする。</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）</p> <p>第5条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.80</u>を乗じて算定する。</p>

新	旧
<p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額) 第6条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>11,200円</u>とする。</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額) 第6条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>10,000円</u>とする。</p>
<p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額) 第7条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.95</u>を乗じて算定する。</p>	<p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額) 第7条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.85</u>を乗じて算定する。</p>
<p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額) 第8条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>12,000円</u>とする。</p>	<p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額) 第8条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>11,000円</u>とする。</p>
<p><u>(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)</u> 第8条の2 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の<u>0.29</u>を乗じて算定する。</p>	
<p><u>(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)</u> 第8条の3 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>1,835円</u>とする。</p>	
<p><u>(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)</u> 第8条の4 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について<u>96円</u>とする。</p>	
<p>(国民健康保険税の減額) 第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額から当</p>	<p>(国民健康保険税の減額) 第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額から当</p>

新	旧
<p>該各号のアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が67万円を超える場合には、67万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から当該各号のイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）、_____同条第4項本文の介護納付金課税額から当該各号のウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）<u>ならびに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額から当該各号のエおよびオに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）の合算額</u>とする。</p>	<p>該各号のアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から当該各号のイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）<u>ならびに同条第4項本文の介護納付金課税額から当該各号のウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）</u> _____ <u>合算額</u> _____とする。</p>
<p>(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額および山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者ならびにその世帯に属する国民健康保険の被保険者および法第703条の4第10項第1号に規定する特定同一世帯所属者（以下単に「特定同一世帯所属者」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数および公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者 ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額</p>	<p>(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額および山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者ならびにその世帯に属する国民健康保険の被保険者および法第703条の4第10項第1号に規定する特定同一世帯所属者（以下単に「特定同一世帯所属者」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数および公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者 ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額</p>

新	旧
<p>被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>16,450円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>7,840円</u></p> <p>ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>8,400円</u></p> <p>エ <u>国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額</u> 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>1,285円</u></p> <p>オ <u>18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額</u> 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>68円</u></p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額および山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者ならびにその世帯に属する国民健康保険の被保険者および特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者および特定同一世帯所属者1人につき<u>31万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>11,750円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>5,600円</u></p> <p>ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>6,000円</u></p> <p>エ <u>国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額</u></p>	<p>被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>14,000円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>7,000円</u></p> <p>ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>7,700円</u></p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額および山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者ならびにその世帯に属する国民健康保険の被保険者および特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者および特定同一世帯所属者1人につき<u>30万5,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>10,000円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>5,000円</u></p> <p>ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>5,500円</u></p>

新	旧
<p><u>の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 918円</u></p> <p>オ <u>18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 48円</u></p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額および山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者ならびにその世帯に属する国民健康保険の被保険者および特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者および特定同一世帯所属者1人につき<u>57万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>4,700円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>2,240円</u></p> <p>ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>2,400円</u></p> <p>エ <u>国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 367円</u></p> <p>オ <u>18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 20円</u></p> <p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額</p>	<p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額および山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者ならびにその世帯に属する国民健康保険の被保険者および特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者および特定同一世帯所属者1人につき<u>56万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>4,000円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>2,000円</u></p> <p>ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>2,200円</u></p> <p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額</p>

新	旧
<p>(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>19,975円</u></p> <p>イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>17,625円</u></p> <p>ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>14,100円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>11,750円</u></p> <p>(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 <u>9,520円</u></p> <p>イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 <u>8,400円</u></p> <p>ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯 <u>6,720円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>5,600円</u></p> <p>(3) <u>国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額</u>次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア <u>前項第1号エに規定する金額を減額した世帯</u> <u>1,560円</u></p> <p>イ <u>前項第2号エに規定する金額を減額した世帯</u> <u>1,377円</u></p> <p>ウ <u>前項第3号エに規定する金額を減額した世帯</u> <u>1,101円</u></p> <p>エ <u>アからウまでに掲げる世帯以外の世帯</u> <u>918円</u></p> <p>3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者(以下「<u>出産被保険者</u>」という。)が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額<u>ならびに被保険者均等割額および18歳以上被保険者均等割額</u>(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額<u>および18歳以上被保険者均等割額</u>)は、当該所得割額<u>ならびに被保険者均等</u></p>	<p>(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>17,000円</u></p> <p>イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>15,000円</u></p> <p>ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>12,000円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>10,000円</u></p> <p>(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 <u>8,500円</u></p> <p>イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 <u>7,500円</u></p> <p>ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯 <u>6,000円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>5,000円</u></p> <p>3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者(以下「<u>出産被保険者</u>」という。)が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額<u>および</u>被保険者均等割額_____ (第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額_____)は、当該所得割額<u>および</u>被保険者均等</p>

新	旧
<p>割額および18歳以上被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の6に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第8条の2の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第8条の3の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第8条の4の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（前3項に規定す</p>	<p>割額_____から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(2)～(6) 略</p>

新	旧
<p><u>る金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)</u>は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。</p>	
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>1 及び 2 略 (上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>	<p>1 及び 2 略 (上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>
<p>3 世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第5条、第7条、<u>第8条の2</u>および第21条の規定の適用については、第3条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「または山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額または法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第21条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。 (長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>	<p>3 世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第5条、第7条_____および第21条の規定の適用については、第3条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「または山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額または法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第21条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。 (長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>
<p>4 世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が、法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第5条、第7条、<u>第8条の2</u>および第21条の規定の適用については、第3条第1項中「および山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項もしくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項または第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」とい</p>	<p>4 世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が、法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第5条、第7条_____および第21条の規定の適用については、第3条第1項中「および山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項もしくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項または第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」とい</p>

新	旧
<p>う。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「および山林所得金額の合計額(」とあるのは「および山林所得金額ならびに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「または山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額または法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第21条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p>	<p>う。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「および山林所得金額の合計額(」とあるのは「および山林所得金額ならびに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「または山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額または法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第21条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p>
<p>5 略</p>	<p>5 略</p>
<p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>	<p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>
<p>6 世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条、第7条、<u>第8条の2</u>および第21条の規定の適用については、第3条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「または山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額または法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p>	<p>6 世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条、第7条_____および第21条の規定の適用については、第3条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「または山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額または法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p>
<p>(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>	<p>(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>
<p>世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条、第7条、<u>第8条の2</u>および第21条の規定の適用については、第3条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「または山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額または法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条</p>	<p>7 世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条、第7条_____および第21条の規定の適用については、第3条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「または山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額または法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条</p>

新	旧
<p>第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>8 世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得または雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条、<u>第8条の2</u>および第21条の規定の適用については、第3条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「または山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額または法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第21条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>9 世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得または雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条、<u>第8条の2</u>および第21条の規定の適用については、第3条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「または山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額または法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第21条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。</p> <p>(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>10 世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定す</p>	<p>第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>8 世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得または雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条_____および第21条の規定の適用については、第3条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「または山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額または法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第21条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>9 世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得または雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条_____および第21条の規定の適用については、第3条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「または山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額または法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第21条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。</p> <p>(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>10 世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定す</p>

新	旧
<p>る特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等または同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得および雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条、<u>第8条の2</u>および第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額ならびに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項および第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条および第21条第1項において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額ならびに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「または山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額または特例適用利子等の額」と、第21条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額ならびに特例適用利子等の額」とする。</p> <p>（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>11 世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等または同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得および雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条、<u>第8条の2</u>および第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額ならびに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項および第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条および第21条第1項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額ならびに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「または山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額または特例適用配当等の額」とする。</p>	<p>る特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等または同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得および雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条_____および第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額ならびに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項および第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条および第21条第1項において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額ならびに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「または山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額または特例適用利子等の額」と、第21条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額ならびに特例適用利子等の額」とする。</p> <p>（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>11 世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等または同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得および雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条_____および第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額ならびに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項および第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条および第21条第1項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額ならびに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「または山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額または特例適用配当等の額」とする。</p>

新	旧
<p>と、第21条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額ならびに特例適用配当等の額」とする。</p> <p>(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>12 世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得および雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条、<u>第8条の2</u>および第21条の規定の適用については、第3条第1項中「および山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「および山林所得金額ならびに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「および山林所得金額の合計額（）」とあるのは「および山林所得金額ならびに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「または山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額または租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第21条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>13 世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得および雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条、<u>第8条の2</u>および第21条の規定の適用については、第3条第1項中「および山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「および山林所得金額ならびに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2</p>	<p>と、第21条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額ならびに特例適用配当等の額」とする。</p> <p>(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>12 世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得および雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条_____および第21条の規定の適用については、第3条第1項中「および山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「および山林所得金額ならびに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「および山林所得金額の合計額（）」とあるのは「および山林所得金額ならびに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「または山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額または租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第21条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>13 世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得および雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条_____および第21条の規定の適用については、第3条第1項中「および山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「および山林所得金額ならびに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2</p>

新	旧
<p>第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「および山林所得金額の合計額（）」とあるのは「および山林所得金額ならびに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「または山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額または租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第21条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p> <p>14 略</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項ただし書の改正規定、同条に1項を加える改正規定（ただし書に係る部分に限る。）、第21条第1項各号列記以外の部分の改正規定（「66万円」を「67万円」に改める部分及び「の合算額」を「（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）の合算額」に改める部分に限る。）、同項第2号の改正規定（「30万5,000円」を「31万円」に改める部分に限る。）、同項第3号の改正規定（「56万円」を「57万円」に改める部分に限る。）及び同条第3項第1号の改正規定は、規則で定める日から施行する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(適用区分)</u></p> <p>2 <u>改正後の国立市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。</u></p>	<p>第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「および山林所得金額の合計額（）」とあるのは「および山林所得金額ならびに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「または山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額または租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第21条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p> <p>14 略</p>